

はじめに

奄美大島生物多様性地域戦略(以下「本戦略」という。)は、生物多様性基本法に基づき、奄美大島の5市町村(奄美大島自然保護協議会)によって2015年3月に策定されました。複数の地方自治体が連携し、1つの広域的な生物多様性地域戦略を策定する取組は、奄美大島が全国で初めての事例として高く評価されています。

本戦略は、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性鹿児島県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性保全と持続可能な利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域が主体となった人と自然が共生する社会づくり活動の指針となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性保全と持続可能な利用に関する長期的・総合的な計画です。奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。その際、「地域活性化は自然環境と歴史文化を基盤とした個性ある地域づくりによってもたらされる」、「これらの保全と地域活性化は両立する」という考え方に立って各般の施策を講じ、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

本戦略は、2015年度から10年間の計画として策定され、策定5年後の2019年度に中間評価と改定を実施しました。このたび、2024年度の計画期間終了に伴い、有識者で構成する「奄美大島生物多様性地域戦略の見直しに係る専門委員会」を設置して本戦略の取組状況と10年間の短期目標達成状況の最終評価と見直しを行い、次の10年間の計画として改定しました。

前回の本戦略改定から5年の間に、2021年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録が実現し、2022年には生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)が開催され、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択、2023年の「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定と「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」の改定、「自然共生サイト」の認定制度の運用開始、2024年のマングース根絶宣言等、奄美大島の生物多様性をめぐる様々な状況が世界・国・島レベルで変化しています。

この間に、奄美大島では本戦略に基づき、国や県との連携と役割分担の下、マングースやノネコ等の外来種防除、パトロール等の違法採集対策、野生動物の交通事故防止、ガイド認定制度導入や主要なエコツアー利用場所の利用ルール試行等の適正利用、自然環境に配慮した公共事業の推進、世界的に貴重な自然環境の普及啓発及び情報発信等の取組を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、奄美大島が世界自然遺産に登録された2021年当時に世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症が現在は収束し、インバウンド観光客を含む観光活動も活発化しており、今後は入込客数の増加が予想されます。これは、奄美大島の地域活性化にとってまたとない機会となりうると同時に、地域の自然と社会に大きな影響を与える可能性があります。また、侵略的外来種のマングース根絶に伴い、世界自然遺産としての価値を表わす固有種・絶滅危惧種の分布や個体数が回復する一方で、アマミノクロウサギなどの交通事故や農作物被害等が増加傾向にあり、地域のくらしや産業と希少種保護を両立する上で新たな課題となっています。

このため、今回の本戦略改定にあたっては、上述の各種取組を引き続き強化・推進するとともに、入込客数増加による自然環境・生活環境への影響の抑制、自然環境・歴史文化を体験・体感する機会の提供、経済効果の島内への広範な波及による地域活性化と自然環境保全に還元する仕組みづくり、これらを主体的に担う人材の育成、そして、市町村が実施主体となる取組だけでなく、国・県等他の行政機関、企業・事業者、NPO等の活動団体、研究機関、地域住民等の取組に対して積極的に連携・支援し、より効果的に生物多様性の保全と持続可能な利用の推進につなげることを重視して、重点施策や行動計画を見直しました。



奄美の森と海をつなぐ河川 (写真：自然環境研究センター)